

山形市上下水道部総合評価一般競争入札実施要領

(平成21年6月施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、上下水道部が発注する建設工事の請負契約において実施する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第1項に規定する価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札に付すべき工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとし、山形市上下水道部指名競争入札参加者審査委員会規程（昭和43年水道事業管理規程第11号）第2条第2項に規定する1号審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、選定する。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事のうち、技術的課題はあるが特別な施工技術を必要としない工事であって、入札者の施工計画及び品質管理方法等の技術力並びに入札価格を総合的に評価することが妥当と認められるもの
- (2) 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事のうち、技術的課題が特にない工事であって、入札者の施工実績、配置予定技術者の能力及び入札者の地域貢献並びに入札価格を総合的に評価することが妥当と認められるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合評価落札方式に適合すると認められる工事

(評価の方式等)

第3条 総合評価一般競争入札における評価は、簡易Ⅰ型又は簡易Ⅱ型の方式により行うものとし、その評価の項目、基準等については、それぞれ別表のとおりとする。

2 対象工事のうち、前条第1号の工事については簡易Ⅰ型、同条第2号の工事については簡易Ⅱ型、同条第3号の工事については簡易Ⅰ型又は簡易Ⅱ型の方式により評価を行うものとする。

(入札手続)

第4条 総合評価一般競争入札を行おうとする場合の手続については、この要領に定めるところによるものとし、この要領に定めのない事項については、条件付一般競争入札の取扱いの例によるものとする。

(学識経験者からの意見聴取)

第5条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、施行令第167条の10の2第4項の規定により、落札決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 管理者は、前項の規定による意見の聴取において、施行令第167条の10の2第4項の規定に

より、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかを、併せて聴くものとする。

3 管理者は、前項の場合において、改めて意見を聴く必要があると学識経験者から意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準等の決定)

第6条 管理者は、前条の規定により同条各号に規定する事項について学識経験者から意見を聞いたときは、審査会の議を経て、当該事項を決定するものとする。

(入札の公告)

第7条 管理者は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、施行令第167条の6に規定するもののほか、次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 対象工事であること。
- (2) 総合評価に係る技術資料を提出する必要があること。
- (3) 落札者決定基準
- (4) その他管理者が必要と認めること。

(資料等の提出)

第8条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる書類を管理者が別に定める日までに管理者に提出するものとする。

(1) 簡易Ⅰ型に係る対象工事にあつては、次の書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）
- イ 技術資料（別記様式第2号）
- ウ 施工計画に関する技術資料（施工手順）（別記様式第3号）（評価項目で指定された場合のみ）
- エ 施工計画に関する技術資料（施工上配慮すべき事項に対する技術的所見）（別記様式第4号）

(評価項目で指定された場合のみ)

- オ 品質管理に関する技術資料（品質管理に対する技術的所見）（別記様式第5号）（評価項目で指定された場合のみ）
- カ 主任（監理）技術者の資格・工事経験書（別記様式第6号）

(2) 簡易Ⅱ型に係る対象工事にあつては、次の書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）
- イ 技術資料（別記様式第2号）
- ウ 同種又は類似工事の施工実績調書（別記様式第7号）
- エ 主任（監理）技術者の資格・工事経験書（別記様式第6号）
- オ 地域貢献状況調書（別記様式第8号）

(入札参加資格の審査及び決定)

第9条 管理者は、入札参加希望者から前条に規定する書類の提出があつたときは、当該書類につい

て審査のうえ、審査会の議を経て、当該入札参加希望者の入札参加資格の有無を決定するものとする。この場合において、管理者は、当該入札参加希望者に対し、必要に応じて当該書類について意見等を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により入札参加希望者の入札参加資格の有無を決定したときは、一般競争入札参加資格確認通知書（別記様式第9号）により当該入札参加希望者に通知するものとする。

3 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、管理者が別に定める日までに、管理者に対し、その理由について説明を求めることができる。

（評価の方法）

第10条 総合評価一般競争入札における評価は、第8条の規定により提出された技術資料と入札価格を基に、除算方式により得られた数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行うものとする。

2 評価値は、次の算式により算出した値（その値に小数点以下第3位未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てた値）とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点（標準点} + \text{加算点} + \text{品質等確実点）} / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

3 技術評価点は、審査会の議を経て決定するものとする。

（落札者の決定）

第11条 管理者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者として決定する。

2 前項の場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定するものとする。

（入札結果等の公表）

第12条 管理者は、落札者を決定したときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

（1）落札者の名称

（2）各入札参加者の入札価格、技術評価点及び評価値

（評価内容の担保）

第13条 簡易I型の方式による総合評価一般競争入札において提出された技術資料に記載された内容については、山形市建設工事請負契約約款第1条に規定する設計図書（特記仕様書）に記載するものとする。

2 管理者は、落札者の責めにより技術資料に記載された内容を履行できなかった場合においては、審査会の議を経て、当該落札者の工事成績評定を減点するものとする。この場合における技術資料の履行状況の確認は、総括監督員が技術資料履行確認書（別記様式第10号）により行うものとする。

3 前項の規定による減点値は、次の算式により算出した値（その値に小数点以下第1位未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した値）とする。ただし、これによりがたい場合は、別途考慮することができる。

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

第13条の2 管理者は、落札者の責めにより簡易Ⅱ型の方式による総合評価一般競争入札において提出された技術資料に記載された配置予定技術者を対象工事に配置できなくなったときは、契約締結前であっても契約を締結しないものとし、契約締結後であっても同等以上の評価を有する技術者への変更を求めるものとする。

2 管理者は、前項の規定による技術者の変更が行われたときは、落札者に対し変更後の配置技術者について第8条第2号に規定する技術資料の提出を求め、当該資料について審査するものとする。

3 管理者は、前項の審査の結果、同等以上の評価を有する技術者が配置されなかったときは、審査会の議を経て、対象工事の工事成績評定を減点するものとする。

4 前項の規定による減点値は、前条第3項の規定にかかわらず、次の算式により算出した値（その値に小数点以下第1位未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した値）とする。

$$\text{減点値} = 3 \times (\gamma - \delta) / \gamma$$

γ : 当初の配置予定技術者の能力に係る加算点 (点)

δ : 変更後の配置技術者の能力に係る加算点 (点)

(秘密の保持)

第14条 この要領に基づき入札参加希望者から提出された技術資料等の書類の内容については、公表しないものとする。

(技術資料等の作成費用)

第15条 この要領に基づき入札参加希望者が提出する技術資料等の書類の作成に要する一切の費用は、当該入札参加希望者の負担とする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月9日から施行する。

附 則 (平成24年3月改正)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月改正)

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月改正)

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月改正)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日改正）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

「評価基準及び配点表」

【簡易I型】

評価対象	評価項目	評価基準	加算点配点例	
			配点	配分
施工計画	①施工手順の妥当性	・適切であり、工夫が見られる。	10	5
		・適切であるが、工夫が見られない。		0
		・不適切である。		欠格
	②指定した課題への対応の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	・現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる。		5
		・適切であるが、工夫が見られない。		0
		・不適切である。		欠格
品質管理	③指定した事項の品質の確認方法、管理方法の適切性	・現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	5	5
		・適切であるが、工夫が見られない。		0
		・不適切である。		欠格
最高点合計			15	

備考 評価項目の②の課題や③の事項の指定は、入札公告時に行う。

2 技術評価点における標準点及び加算点については、技術資料が適正と判断される場合の標準点を100点とし、技術資料の内容に応じて与える加算点は最大15点とする。

なお、表中においては評価項目を3項目と設定した場合の配点例を示しているが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。

3 加算点の配分については、表中に規定するほか、中間値を設定することができるものとする。

4 評価項目において設計図書の内容を満たさない場合には、不適切とする。

5 欠格と判断された評価項目がある場合には、他の項目の評価等にかかわらず、入札参加資格がないものとする。

6 技術評価点における品質等確実点は7点とする。

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合は0点とし、評価値の算出に用いる入札価格を調査基準価格により取扱う。

【簡易Ⅱ型】

評価対象	評価項目	評価基準	加算点	
			配点	配分
企業の施工実績	①過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無	・同種工事の実績あり	5	2
		・類似工事の実績あり		1
		・実績なし		0
	②過去5年間における本市発注工事に係る工事成績評定の平均点	・80点以上		3
		・78点以上80点未満		2
		・76点以上78点未満		1
		・76点未満		0
配置予定技術者の能力	③過去15年間の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の有無	・同種工事の実績あり	6	2
		・類似工事の実績あり		1
		・実績なし		0
	④過去5年間において主任（監理）技術者又は現場代理人として係わった本市発注工事に係る工事成績評定の平均点	・80点以上		3
		・78点以上80点未満		2
		・76点以上78点未満		1
		・76点未満		0
⑤過去4年間の山形市建設工事優秀技術者表彰制度における受賞歴の有無（特別賞を除く）	・受賞歴あり	1		
	・受賞歴なし	0		
地域貢献	⑥山形市との災害応援協定の締結の有無	・4項目に該当あり	2	2
		・3項目に該当あり		1.5
	⑦更生保護の協力雇用主としての登録の有無	・2項目に該当あり		1
		⑧山形市消防団協力事業所の認定の有無		・1項目に該当あり
	⑨山形市の市道等除雪業務委託の契約実績の有無			・該当なし
最高点合計			13	

備考 技術評価点における標準点及び加算点については、技術資料が適正と判断される場合の標準点を100点とし、技術資料の内容に応じて与える加算点は最大13点とする。

なお、加算点の配分については、表中に規定するものを標準とするが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。

2 技術評価点における品質等確実点は7点とする。

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合は0点とし、評価値の算出に用いる入札価格を調査基準価格により取扱う。

別記

様式第1号(第8条関係)

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 山形市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

年 月 日付けで入札公告のありました下記の工事に係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札参加資格確認資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日 年 月 日

2 対象工事

3 工事場所

4 添付資料 別紙のとおり

様式第2号(第8条関係)
《簡易I型》

技 術 資 料

年 月 日

(宛先)山形市上下水道事業管理者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工事名： 工事

当工事の技術資料について、次のとおり提出します。本技術資料が適正と認められた場合には、これにより施工します。

提出資料（別添）

1 施工計画に関する技術資料（施工手順）

工事の施工手順について

2 施工計画に関する技術資料（施工上配慮すべき事項）

（1）〇〇対策について（入札公告の評価項目において指定された事項を記載する。）

（2）△△対策について（入札公告の評価項目において指定された事項を記載する。）

3 品質管理に関する技術資料（品質管理）

（1）〇〇の品質管理について（入札公告の評価項目において指定された事項を記載する。）

（2）△△の品質管理について（入札公告の評価項目において指定された事項を記載する。）

技 術 資 料

年 月 日

(宛先)山形市上下水道事業管理者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工事名： 工事

当工事の技術資料について、次のとおり提出します。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

提出資料（別添）

1 企業に関する技術資料

(1) 同種又は類似工事の施工実績調書（様式第7号）

(2) 記載内容を証明する資料

①施工実績として記載した工事のCORINSの写し（CORINSに登録されていない場合は工事請負契約書の写し）。ただし、記載内容で同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要がわかる仕様書等の写しを添付すること。

②記載した過去5年間における工事成績評定通知書の写し

2 配置予定技術者に関する技術資料

(1) 主任（監理）技術者の資格・工事経験書（様式第6号）

(2) 記載内容を証明する資料

①施工経験として記載した工事のCORINSの写し（CORINSに登録されていない場合は工事請負契約書の写し）。ただし、記載内容で同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要がわかる仕様書等の写しを添付すること。

②施工経験として記載した過去5年間における主任（監理）技術者又は現場代理人として係わった工事の工事成績評定通知書の写し

3 地域貢献に関する技術資料

(1) 地域貢献状況調書（様式第8号）

様式第3号(第8条関係)

施工計画に関する技術資料
【 施 工 手 順 】

会社名：

項 目	具体的な施工手順
工事の施工手順 について	

(注) 必要に応じ説明図表を添付すること（枚数はA4判で2枚以内）。

様式第4号(第8条関係)

施工計画に関する技術資料
【 施工上配慮すべき事項に対する技術的所見 】

会社名：

項 目	具体的な施工計画
〇〇対策について	

- (注) 1 入札公告の評価項目において指定された事項について作成すること。
2 必要に応じ説明図表を添付すること (枚数はA4判で2枚以内)。

品質管理に関する技術資料
【 品質管理に対する技術的所見 】

会社名：

項目	具体的な品質管理方法
〇〇の品質管理について	

- (注) 1 入札公告の評価項目において指定された事項について作成すること。
2 必要に応じ説明図表を添付すること (枚数はA4判で2枚以内)

様式第6号(第8条関係)

主任（監理）技術者の資格・工事経験書

会社名：

※印は、簡易I型の場合は、記載不要。

配置予定技術者の従事役職・氏名		○○技術者 ○○ ○○		
法令による資格・免許				
山形市建設工事優秀技術者表彰 受賞歴（特別賞を除く） ※		年度	部門	
		工事名：	工事	
工事経験の条件 ※				
工事 経験 の 概要 ※	工事名	○○工事(CORINS 登録番号)		
	発注機関名			
	施工場所			
	契約金額	千円		
	所属会社名			
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
	受注形態	単体 / J V (出資比率 %)		
	従事役職	主任(監理)技術者又は現場代理人		
工事 概要 ※	構造・形式			
	規模・寸法			
	使用材料・数量			
	設計条件			
工事 成績 ※	過去5年間の主任(監理)技術者又は現場代理人として係わった工事の工事成績評定点を記入すること。(年1月1日から 年12月31日までに引渡し完了したすべての工種の山形市、山形市上下水道部及び山形市立病院済生館の発注工事)			
	工 事 名	工 期	CORINS 番号	評定点
	平 均 点			

- (注)
- 1 記載内容を証明する資料を添付すること。
 - 2 現場代理人及び主任（監理）技術者は、それぞれこれを兼ねることができる。
 - 3 本工事に実際に従事することを前提に、配置予定者の氏名等を記載すること。
 - 4 提出時に配置予定者を特定できない場合には、複数の配置予定者を記載することができる。
 - 5 記載する配置予定者は、建設業法に規定する営業所の専任の技術者でないこと。
 - 6 受注形態等の欄は、施工形態として単体又はJVのいずれかを○で囲むとともに、（ ）には自社の出資比率を記載すること。
 - 7 法令による資格・免許を有することを証する書類（資格者証等の写し）を添付すること。

同種又は類似工事の施工実績調書

会社名：

同種・類似工事の条件		年 月 日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事の中から、代表的なものを1件記載すること。 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。) 同種工事：〇〇以上の〇〇工事であること。 類似工事：〇〇以上の〇〇工事であること。		
工事 経験 の 概要	工 事 名	〇〇工事(CORINS 登録番号)		
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額	千円		
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	受 注 形 態 等	単体 / J V (出資比率 %)		
工事 概要	構 造 ・ 形 式			
	規 模 ・ 寸 法			
	使 用 材 料 ・ 数 量			
工 事 成 績	過去5年間の工事成績評定点を記入すること。 (年1月1日から 年12月31日までに引渡し完了したすべての工種の山形市、山形市上下水道部及び山形市立病院済生館の発注工事)			
	工 事 名	工 期	CORINS 番号	評 定 点
	平 均 点			

(注) 記載内容を証明する資料を添付すること。

地 域 貢 献 状 況 調 書

会社名：

<p>山形市と災害応援協定の締結の有無 (公告日時点)</p>	<p>有 ・ 無</p> <hr/> <p>会社名「 _____ 」は、 公告日、 _____ 年 _____ 月 _____ 日において 協定名「 _____ 」を締結している 協定締結機関「 _____ 」の一員であることを証 する。</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日 協定締結機関 ○○○組合 組合長 ○○○○ 印</p> <p>※上記内容で別紙添付可</p>
<p>更生保護の協力雇用主としての登録の有無 (公告日時点)</p>	<p>有 ・ 無</p> <hr/> <p>会社名「 _____ 」は、 公告日、 _____ 年 _____ 月 _____ 日において 更生保護の協力雇用主として登録している。</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日 山形保護観察所 所 長 ○○○○ 印</p> <p>※上記内容で別紙添付可</p>
<p>山形市消防団協力事業所認定の有無 (公告日時点)</p>	<p>有 ・ 無 ※確認書類不要</p>
<p>山形市の市道等除雪業務委託の契約実績の有無 (当該年度又は前年度)</p>	<p>有 ・ 無 ※確認書類不要</p>

(商号又は名称 代表者氏名)

山形市上下水道事業管理者

一般競争入札参加資格確認通知書

先に申請のありました、下記工事に係る一般競争入札参加資格の確認について、その審査結果を下記のとおり通知します。

記

公 告 日	年 月 日 ()	
工 事 名		
入札書受付期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
開 札 日 時	年 月 日 () 時	
一 般 競 争 入 札 参加資格の有無	有	
	無	その理由 -----

なお、一般競争入札参加資格がないと通知された方は、上下水道事業管理者に対してその理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、年 月 日 () までに下記提出先までその旨を記載した書面を提出してください。

提出先

山形市上下水道部 課 係

電話 () 内線

技術資料履行確認書

工事名：

工事

提 案 項 目	提 案 内 容
確 認 項 目	確 認 状 況

確 認 結 果：

年 月 日

総括監督員

印